

【イギリス】福祉改革法案

海外立法情報課・岡久 慶

* 2009年1月14日、政府は下院に福祉改革法案を提出した。法案は、2007年に制定された同名の法律と同様に、失業者の労働市場復帰を目的としたもので、就労のために厳しい圧力をかける仕組みが盛り込まれている。しかし与党内外からは、厳しい経済状況に鑑みて、同措置の妥当性を問う声も出ている。

イギリス政府は、かねてから慢性的な求職者手当（失業者手当のこと）受給者を労働市場に復帰させることを重要な政策課題と位置付けており、公開協議書「誰も失敗として片付けない（No one written off）」及びそれを踏まえた白書「期待を高く、支援を厚く（Raising expectations and increasing support）」によって、求職者手当受給者に就労のための準備をさせ、必要な圧力と制裁を加える福祉改革案を提案した。

現在、景気後退の波を受け、2008年12月における失業者が180万を超え、求職者手当受給者が8年ぶりに100万の大台を突破している（注1）。このため失業者に過剰な圧力をかけることを危惧する声も出されたが、イギリス産業連盟等に後押しされる形で福祉改革法案（Welfare Reform Bill）として下院に提出されることとなった。政府はこの法案によって被雇用率80%を達成することができると論じている。なお、法案には失業者を対象とした規定と並んで、児童養育に関連して結婚していない父親、別居中の父親の責任をより強化する規定が盛り込まれている。

法案は5部50条付則7から構成され、主な規定は次の通りである。

社会保障：

- (1) 所得補助金（注2）を廃止し、求職者手当及び雇用・生活補助に付帯する条件を変更して、新たに「自分のために働く制度（Work for your benefit schemes）」を導入する。制度は2010年から最長36か月、限定地域の長期失業者を対象に試行する。
- (2) 従来の所得補助金受給者は、収入に相関した求職者手当又は雇用・生活補助を給付され、満額受給のためには、主務大臣が規則で定めた就労に向けた活動（work-related activity）に従事しなければならない。当該活動は技能向上及び就労に向けた生活習慣の調整等を含み、活動時間や活動量も規則に従う。これに従わなかったと見なされた場合、給付額が削減されることとなる。
- (3) 片方が就労可能なカップルを、所得補助金及び収入に相関した雇用・生活補助の対象から外し、当該カップルが受給可能な補助金を収入に相関した求職者手当に限定する。これに伴い、当該カップルの就労可能な者は、同手当に求められる就労のための要件に従うこととなる。
- (4) 白書は、多くの人にとって就労への最大の壁は、麻薬であるとしている。本法案は、

立法情報

麻薬及びアルコールへの依存が認められる者に、求職者手当及び雇用・生活補助受給の条件として、就労に向けた活動以外に指定された活動への従事を求めることを可能とする。

(5) 公共職業安定所及び雇用年金庁の契約職員に対して暴力的又は恫喝的な振舞いの廉で有罪判決を受けた者に対して、1週間の給付停止を科することを可能とする。

障害者：

成人の障害者を対象とした、教育、訓練、就労、雇用継続補助、自立生活の補助、社会参加の補助を目的とした公共サービスを提供するにあたって、当人のニーズを評価し、協議を行う義務を公共機関に課する。当該規定の施行に先立ち、36か月の試行期間を置く。

児童養育：

現行の制度では、児童養育及び執行委員会は裁判所に申請することで、児童養育費（注4）の支払いを怠った父親に、夜間外出禁止令を適用し、旅券や運転免許証を停止し、又はこれを投獄することが可能である。今後は委員会がこれらの権限を直接行使することを可能とし、裁判所は委員会の処分に対する不服申立てを扱うこととする。

出生登録：

イングランド及びウェールズにおいては、年間4万5000人の子供が出生証明書に片親しか記録されていない状態で生まれる。現行の制度では、児童の出生登録をするにあたり、母親及び結婚している父親は自動的に親として登録されるが、両親が結婚していない場合、母親は自動的に登録されるが、父親は、両親が同意した状況又は裁判所による父親である旨の認定がなければ登録されない。本法案は、今後父親が証人のサインを得た宣誓書を提出することで登録を可能とし、また実父確定検査で確定された父親の登録を可能とする。これにより少しでも父親の登録が増えることが期待されている。

注(インターネット情報はすべて2009年1月21日現在である。)

(1) Rosie Lavan, "UK jobless claimants break one million barrier", Times, Dec. 17, 2008.

<<http://business.timesonline.co.uk/tol/business/economics/article5357259.ece>>

(2) Income support. 病気、障害、12歳未満の子供を持つシングルペアレントである、盲目である等の理由から失業扱いはされないが、労働時間が週16時間未満で低収入であり、フルタイムの学業従事者でもない16-59歳の者に支給される手当。週額約6,300円から7,800円。

(3) employment and support allowance. 心身の病気、障害で就労できず、また国民保険を払っていない者を対象とした手当。

(4) 離婚等により別居している父親が、扶養義務に基いて支払わなければならない金額。次のサイトを参照。<<https://chosa.ndl.go.jp/WIN/lib/doc/0000041817001.pdf?inline=true>>